

2026 年度 事業計画

公益社団法人
北九州市障害者相談支援事業協会

当協会の 2026 年度の事業計画を策定するにあたっては、その前提として 2023 年度第 4 回理事会で審議決定の「障害者相談支援事業協会の組織経営に関する基本的な考え方」を当協会の中長期ビジョンとしてあらためて役職員で共有する必要がある。

併せて、2024 年度から当協会における組織・事業運営上において、

- (1) 当協会が北九州市から委託を受けている相談支援業務、自立支援協議会運営業務、地域生活支援拠点整備、居住サポート事業、障害者虐待防止センター業務、触法障害者支援業務、小児慢性特定疾病支援業務について、各業務の特性に配慮しながら、支援を必要とする人の地域での生活支援、意思決定支援を中心に置き、各業務間相互の関連性を重視し、総合的に推進する。
- (2) 事業の企画立案とその推進にあたっては、それを担う当協会スタッフ一人ひとりの人格、専門職倫理、職務遂行能力の開発や育成が何より重要であり、専門性の高いスタッフという人的資源がなければ成り立たない当協会の組織特性や優秀な人材の確保・育成に留意した組織運営の改革を進める。

ことを最重要課題としていることを再認識することが必要である。

Ⅰ. 2026 年度の組織・事業運営の基本方針

(1) 当協会をめぐる事業環境の変化

① 不適正に支給した退職金への対応

当法人において 2022 年度に判明した不適正な退職金支給について、これまでに監督官庁である福岡県や業務委託元である北九州市と協議を続けながら、その対応方針を決定するとともに回収に向けて対象者に対して協力をお願いしてきたところである。

幸い多くの対象者の方からご理解をいただき、返還についてご協力をいただくことで、現在までその回収金を北九州市に返還することができている。

今年度においても、福岡県及び北九州市と協議を続け、対象者の方々に丁寧な説明を行うとともに、返還に対してご協力いただけるよう進めていくとこととしている。

② 2025 年度における事業の進捗

2025 年度においては、2024 年 6 月からスタートした 3 つのグループの地域生活支援拠点の運営について拠点コーディネーターによる助言・指導に基づき、「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」の役割、機能を一定程度果たすこととなった。

併せて、拠点コーディネーターが各拠点と様々な関わりを持つことにより、拠点に関わる事業所の人材育成や他機関連携としての地域づくりに結び付く事例も創出された。

これらの活動の中から、様々な地域課題が抽出され、本来の自立支援協議会の目的に見合う動きが出てきている。

(2) 組織・事業運営の基本方針

当協会の中長期ビジョンや事業環境の変化などを踏まえ、2026 年度においては以下のように人材・組織の開発を進め、計画的な事業執行に努める。

また、地域課題の解決を担う自立支援協議会を目指し、同協議会のメンバーと当協会スタッフとの連携・協力による課題解決のためのアウトリーチチームの編成やそのための人材教育プログラムのあり方について検討する。

① 少数精鋭による、質の高い人材と組織の開発

各職員の専門性や強みを生かしつつチームアプローチができる少数精鋭の専門家集団となるため、より適切な業務分担や連携・協力体制を検討し、構築する。

各種業務の実施にあたっては、担当者の専門性をいかしながらも事業内容がブラックボックス化しないように相談員ミーティングのあり方を工夫するなど、スタッフ間の建設的な意見交換の場が十分機能するように努める。

また、自立支援協議会における「地域生活関係者交流会」の枠内の会議体へのスタッフの関わり方の見直しを図り、真に相談員の資質向上等に資する取組みに絞っていく。例えば、様々な地域課題に対応するために、自立支援協議会に関わるメンバーを中心としたアウトリーチチームを編成し、人材育成及び問題解決型の組織としての機能を高めることを検討する。

② 多様性に対応する支援と他機関との連携

クライアントの多様な状態像や社会的・政策的ニーズに対応するため、人材・組織の多様化を進める。例えば、クライアントへの支援や事業所等に対する研修などについては、対象者の状態像を適切にアセスメントし、より効果の高い支援方法や研修内容を行えるよう、外部有識者等による助言や指導を積極的に活用する。

さらに、人材の採用や育成にあたっては、保健・医療・福祉・教育などの様々な専門的知見や職場経験を有することを重視し、高度な専門性と視野の広さを備えたスタッフ構成とすることに特に留意する。

③ 効率的で生産性の高い経営管理体制の検討

将来にわたる持続可能性の高い組織の構築という観点からも、限られた予算の中で効率的で生産性の高い経営管理を可能とする体制の整備という観点からも、相談支援という中核的業務と事務管理を含む経営管理業務とを一体的に行うことができる組織体制の検討を進める。具体的には、相談支援スタッフの中から経営責任を担う人材を選任・育成し、相談支援業務と事務管理を含む経営管理業務を一体的に運営できる組織体制を計画的に検討する。

また、スタッフの人材育成に当たっては、引き続きノーレイティング評価を活用し、その内容や実施方法についての深化を図る。

④ 市(障害福祉部)との緊密な連携・協力体制の構築

ケアマネジメント研修、障害者虐待防止研修などの各種研修会や指定相談支援事業者連絡会などの自立支援協議会関連会議の開催については、市(障害福祉部)との定例会議に基づき、年間スケジュールやコンセプト及び内容等について共有し、緊密な連携・協力体制を構築する。

2. 個別事業と業務日程

法令に規定された基幹相談支援センターの役割・機能、ならびに北九州市からの各種委託業務の総合的運営を実施する。またそのために必要な他機関他組織との相互理解や役割分担と連携に努めながら、共生社会の実現に向けた地域づくりに貢献する。

(1) 障害者相談支援事業（北九州市受託事業）

① 総合相談・専門相談(通年実施)

相談受付の経路	◎直接相談 ◎行政機関や民間事業所からの依頼・紹介による相談
相談受付の方法	◎電話、来所、訪問、Eメール
総合相談	◎福祉サービスの利用援助 ◎社会資源を活用するための支援 ◎社会生活力を高めるための支援 ◎専門機関の紹介 ※ 総合相談、専門相談を問わず、地域包括ケアの視点による相談支援を実施する。意思決定支援と居住支援は相談支援の基本であることを共通認識とする。 ※ すべての相談は、総合相談を起点とする。 ※ いずれの相談においても、直ちに軽微な相談であると決めつけず、相談内容、相談者の状況や状態像などを的確にアセスメントし、対応状況を記録する。 ※ 施設名などのごく単純な情報提供ではなく、実際にサービスにつながるまでフォローアップする。必要に応じて申請や申込をサポートする。 ※ 受理会議（管理職とアドバイザー、インテークを行ったスタッフで構成）において、継続的な支援が必要と判断されたケースについては、 ① 基幹相談支援センター所管の相談支援とするか ② 他の支援機関につなぐか などを決定し、（民間相談支援事業所だけではなく）基幹相談支援センター所管の相談支援とする場合には、相談者の状態像や障害特性、スタッフの能力や資質を総合的に勘案して、処遇方針や担当スタッフの決定を行う。 ※ 虐待、触法障害者、医療的ケア児などの領域や属性によって単純に総合相談か専門相談かを判別するのではなく、受理会議において支援を必要とする障害児者の状況、家族やコミュニティとの関係性、対応の困難性、専門的な保健医療の必要性などを評価した上で、専門相談としての対応を検討する。 ※ 官民の専門職による情報共有や共通認識の形成、サービス提供を行うため、チームケアを実践する。 ※ 基幹相談支援センター所管の相談支援については、アセスメント、支援計画、サービス受給、経過観察などの相談支援記録を確実に作成する。

専門相談	◎ 受理会議において、障害の状況、家族・社会関係、法務、保健医療の専門性などの視点が求められる事案を専門相談とする。 ◎ 虐待、触法障害者、SRHR、医療的ケア児・者などの案件は専門性について特に留意し、官民の専門機関や専門職との情報共有やチームケアを基本とする。 ※ 基幹相談支援センターの保健・医療・福祉専門職や当該事案の特性に強みを持つスタッフ、さらには官民の専門機関や専門職との連携のもとにチームケアを実践する。 ※ SRHR ; Sexual and Reproductive Health and Rights
------	---

② 地域の相談支援体制の強化（通年、随時実施）

地域の相談支援事業者への専門的な助言・指導	◎ 相談支援事業所等の依頼により、保健・医療・福祉等の専門的な知見を持つ専門家を派遣し、助言・指導を行う。 ※ 専門的な知見の例：虐待、触法障害者、SRHR に関することなど
相談支援のための調査研究と教材開発	◎ 意思決定支援を含む相談支援のための質の高い人材育成に向けた調査研究を行い、自立支援協議会の検討材料や専門職研修、さらにはアウトリーチチームの編成や人材教育プログラムの検討に活用する。 ⇒ 調査研究に当たっては大学など教育研究機関との共同研究や業務委託を検討する。 ◎ 中長期的視点で調査研究テーマを設定し、当協会スタッフや北九州市と協議しながら教育カリキュラムを検討・作成する。
相談者支援事業者の人材育成への支援	◎ 福岡県相談支援従事者養成研修等に協力し、相談支援に従事する担い手の育成や質の向上に取り組む。 ◎ 相談支援従事者初任者研修にかかる地域実習を受け入れ、相談支援専門員の育成に取り組む。
市内各種団体での啓発講演会	◎ 基幹相談支援センターの活動内容などを広く広報するため、ウェルとばた入居団体をはじめとする市内の民間団体への啓発講演会を実施する。
市・区役所との意見交換	◎ 障害者支援をめぐる共通認識のもとに地域課題の抽出を図り、具体的なケースの問題解決を図るため、市主催の課長若しくは係長会議を活用し、効果的な実施方法の提案を行う。

（２）北九州市自立支援協議会運営事業（北九州市受託事業・通年実施）

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備	◎ 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・自立支援協議会が相互に連携しながら、本人・家族等の支援に向けた体制整備・機能強化を図るための取組みを進める。 加えて、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための取組みを進め、地域課題の解決を担う自立支援協議会を目指す。
--------------------------------	---

	◎ 行政と基幹相談支援センターをパートナーとする事務局体制の強化を図るため、地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践に向けた協議を北九州市保健福祉局障害福祉部と緊密に行う。
障害者基幹相談支援センターの業務における自立支援協議会の活用	◎ 地域の状況を反映した現に住民が直面している課題を検討する機能を有する協議会の活性化を目指し、地域課題を「個別支援事例」から収集し、協議に活かすためのプロセスを確立させる。 ◎ 障害児支援多職種交流会などの地域生活関係者交流会の活動をさらに活性化させ、地域生活支援体制を充実させるための方策について、関係機関と話し合う場を設ける。

(3) 地域生活支援拠点等整備事業(通年実施)

地域生活拠点等整備推進と機能強化	◎ 地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化を目指して、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。 ◎ 地域生活支援拠点等事業者意見交換会の定例開催を進め、拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図るために、地域生活支援コーディネーターの情報連携等を担うコーディネート機能を強化する。 これにより、北九州市がモデル的に実施している北九州市地域生活支援拠点等事業者の追加募集や事業内容の広報啓発の強化に対応する。
緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保を維持するための取組み	◎ 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、 ① 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務 ② 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務などに取り組む。 また、協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバックや地域の協力機関などの支援ネットワークの構築を行うことで、北九州市が委託契約を行っている空床確保先の事業者の負担軽減を図る。
専門的人材の確保や地域生活支援拠点に対するネットワークの構築	◎ 地域生活支援拠点等の検証・検討を行う協議や協議会、事業所の連絡会等を活用することで、障害者の地域生活を支える専門的人材の確保や地域生活支援拠点等に関するネットワークづくりを図る。 加えて、障害特性に応じた高い専門性を必要とする支援の提供のあり方について検討を進める。

(4) 障害者居住サポート事業(通年実施)

入居者支援	◎ 相談受付から入居に至るまでのプロセスを基幹相談支援センターのスタッフや関係機関、また、不動産会社とも連携しながら支援する。 ◎ 入居関係など書類の作成を支援するほか、公営住宅部署へ書類を提出・申請するために必要に応じて同行による支援などを行う。 ◎ 障害者入所支援や共同生活援助から一人暮らしを希望する人への居住支援にかかわり、地域連携推進会議の参加等を行う。
居住継続支援	◎ 不動産事業者やオーナーとの連絡調整のほか、必要に応じて見守りなど居住者への個別支援を行う。 ◎ 見守りの環境づくりのため、障害福祉サービス事業所や訪問看護事業所、また、民生委員・児童委員協議会などとの連携協力を進める。
関係機関による支援体制の調整	◎ 北九州市居住支援協議会に参加し、障害者の特性に応じた住まいの確保に向け、住宅管理会社や家主など不動産業界への理解を促す。
地域への啓発活動	◎ 各区保健福祉課や保護課、民生委員児童委員協議会や校区社会福祉協議会など地域コミュニティとの信頼関係や連携体制づくりを進める。

(5) 障害者虐待防止センター運営事業(通年実施)

北九州市障害者虐待防止センター運営事業	◎ 虐待通報窓口として、緊急時に即応できる相談支援体制とするため、24時間365日受付の専用電話を運用する。 ◎ 虐待通報を受理した場合には、虐待を受けた障害者の心身の状態をアセスメントし、家族など関係者の状況を把握する。また、市・区役所の関係各課との連携の下、事実確認を行い、保護の必要性がある場合は、市内の指定短期入所事業所に緊急一時入所の調整を行うなど迅速に対応する。 ◎ 市内の障害福祉サービス事業所等に対し、障害者虐待防止法の理解を深めるための啓発研修または専門研修を定期的に行い、障害者虐待の未然防止、および、早期発見を推進する。
---------------------	---

(6) 触法障害者支援事業(通年実施)

触法障害者支援事業	◎ 自立した生活を営むことが困難な罪に問われた障害者の社会内処遇を支える支援体制構築のために、必要に応じ見守り支援を行う。 具体的には、対象者の抱える課題を把握し、地域の中で孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う。
-----------	---

	◎ 加えて、罪に問われた障害者の受け入れを実施している更生保護施設や自立準備ホーム、障害福祉サービス事業所より対応の相談が入った場合は、アウトリーチ等で積極的に応じ、事業所が処遇困難な対象者を抱え込まない体制の構築に努める。 その他、司法関係者、保護観察所、福岡県地域定着支援センターと連携が図れるよう、対象ケースを通じ他機関と協働で対応する。 ◎ 触法障害者への理解や協力を得られるよう、他機関と協力しつつ、年1回程度の研修の企画・運営を実施する。その他、司法分野の研修会に参加し、ネットワークの構築に努める。
--	---

(7) 小児慢性特定疾病支援事業（通年実施）

相談支援	◎ 相談支援業務における医療的ケア児への自立支援及び関係機関との連携 ◎ 区役所、難病相談支援センターとの連携
出張相談	◎ 市内医療機関との連携による出張相談支援 ⇒相談者の都合に合わせて適切な場所へ訪問し、相談支援を行う。 〈出張相談チラシ配布先〉 ・産業医科大学病院 ・国立病院機構小倉医療センター ・市立八幡病院 ◎ 連携医療機関の拡充 ⇒病院だけでなく、小児科を標榜するクリニックとも連携して出張相談を拡充する。
保健医療サービスのコーディネート	◎ 退院、退所時に円滑な在宅移行に向けた個別コーディネートを実施する。
家族交流会	◎ 北九州市難病相談支援センター、福岡県・福岡市難病相談支援センター、久留米市保健所の自立支援員と連携して、小児慢性特定疾病患者とその家族の情報共有や交流の場を設ける。 ◎ オンライン(ZOOM等)の積極的な活用
広報啓発	◎ ホームページ、Facebook、Instagramによる情報発信とコンテンツ更新

(8) 社会貢献事業（自主事業）

視察の受入れ	◎実施時期：要請にもとづき随時実施 ◎内 容：特別支援学校等からの視察学生の受け入れ
--------	--

(9) 管理業務（通年実施）

広報 (ホームページ等の 管理)	◎ 相談支援事業協会、障害者基幹相談支援センター、自立支援協議会にかかる情報発信とコンテンツの更新 ◎ Facebook や Instagram の活用とコンテンツの更新
インターネットに かかるセキュリティ対策 (beat-box 管理)	◎ beat access 有効期限の確認、更新
新相談記録システム導入及び関連業務最適化	◎ 相談支援業務、事務管理を含む業務分析、評価と新相談記録システムの導入 ◎ 外出先での記録入力を可能とするため、モバイル端末等の関連機器を整備し、AI を活用した相談記録システムを構築する。 ◎ 相談記録の AI 要約・タグ付けと統計情報がいつでも作成できるためのシステムを構築する ◎ 勤怠管理業務、経理業務の統合化及びペーパーレス化。 ◎ モバイル入力・クラウド体制の構築